

2026 年の最低賃金 引き上げについて

はじめに

2026 年 7 月 28 日、中央最低賃金審議会は 2026 年度（令和 8 年度）の地域別最低賃金の引き上げ目安を答申しました。ランク別の引上げ額の目安は A ランク 54 円、B・C ランク 56 円で、目安どおりなら全国加重平均は現在の 1,121 円から 1,176 円（+55 円、+4.9%）となります。前年度の+66 円（過去最大）に次ぐ高水準ですが、引き上げ額・率とも前年度を下回るのは 6 年ぶりとなります。この目安をもとに、8 月以降は各都道府県の地方最低賃金審議会が実際の金額を審議・答申します。8 月 13 日時点ですでに答申を終えた地域では、中央目安を上回る県もあります（表の掲載県では、宮城県が目安+4 円、埼玉県・千葉県・福岡県が目安+1 円）。

主要都道府県の前後比較

都道府県	2025 年度	2026 年度	引上額
北海道	1,075 円	1,131 円	+56 円
宮城県	1,038 円	1,098 円	+60 円
埼玉県	1,141 円	1,196 円	+55 円
千葉県	1,140 円	1,195 円	+55 円
東京都	1,226 円	1,280 円	+54 円
神奈川県	1,225 円	1,279 円	+54 円
大阪府	1,177 円	1,231 円	+54 円
福岡県	1,057 円	1,114 円	+57 円
沖縄県	1,023 円	1,079 円	+56 円

上表は 2025 年度（現行）と 2026 年度の答申額・試算額の比較です。※沖縄は 8 月 17 日時点で未答申。労使の調整は目安（+56 円）を上回る水準で進んでおり、確定額は 1,079 円を上回る可能性があります

答申額は審議会が労働局長に示した答申であり、異議申出、労働局長の決定、公示を経て初めて確定します。発効日は 2026 年 10 月 1 日を軸に調整が進んでいますが、福岡県のように 10 月 4 日となる県もあります。い

2026 年 10 月からの最低賃金引き上げ額の目安が発表されました。昨年度に次ぐ高水準で、全国加重平均+55 円の引き上げとなる見通しです。

ずれも確定前の見込みです。

週 40 時間月給社員の計算例

月給制の場合、最低賃金を満たしているかは以下の式で時給換算して確認します。

$$\text{時給} = \frac{\text{月給（最低賃金の対象となる賃金）}}{\text{月平均所定労働時間}}$$

月平均所定労働時間は年間休日数によって変わりますが、目安の 173.8 時間（週 40 時間×365 日÷7 日÷12 か月）を当てはめると、東京都の答申額 1,280 円では、 $1,280 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} = 222,464 \text{ 円}$ が、最低賃金を満たすために必要な月給額です。これを下回ると最低賃金割れになります。実際の所定労働時間は自社の年間休日数から算出してください。また、通勤手当・家族手当・精皆勤手当・残業代・賞与などは比較の対象から除外し、「基本給+対象となる諸手当」で判定します。

施行日までの決定の流れ

- 6 月：厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に諮問
- 7 月下旬：中央審議会がランク別の引き上げ目安を答申
- 8～9 月：各地方最低賃金審議会が地域の実情を踏まえて金額・発効日を審議・答申
- 答申後：異議申出の手続きを経て、都道府県労働局長が改定額を正式決定
- 官報公示後、都道府県ごとに定められた発効日から新しい最低賃金が適用（10 月以降、順次）

発効日は都道府県ごとに異なり、2025 年度は年明けまでずれ込んだ地域もありました。実務上は各労働局の正式発表を待って賃金表・求人時給の見直しを行いましょう。